

# 委 託 仕 様 書

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この仕様書は、一宮浄化センター水質機能試験業務委託に適用する。  
受託者は、現場説明書、仕様書、図面に基づいて本市監督員の指示に従い、誠実に施行すること。
- 第 2 条 受託者は本委託業務について次の書類を提出すること。
- (1) 委託業務着手時に提出する書類
    - ア 委託業務着手届 1 部
    - イ 業務責任者届 1 部
    - ウ 工程表（委託作業表） 1 部
  - (2) 業務毎に提出する書類
    - ア 委託報告書（濃度計量証明書） 2 部
  - (3) 委託業務完了後に提出する書類
    - ア 委託業務完了通知届 1 部
    - イ 業務写真帳 1 部
    - ウ 委託報告書（年間） 2 部
  - (4) 委託業務分析値で異常値が出た場合に提出する書類
    - ア 分析値に関係するチャート類等 1 部
- 第 3 条 受託者は、委託業務における現場責任者を定めること。なお、責任者にあつては作業中現場に常駐し、技術上の管理及びその他の管理を行うこと。
- 第 4 条 委託業務施行の順序方法については、あらかじめ本市の承認を受けること。
- 第 5 条 委託業務施行中、既設工作物等に損害を与えた場合は、受託者において弁償復旧すること。
- 第 6 条 検査員の検査に合格しない場合、受託者は遅滞なく不良箇所の再施行を行い、検査員の再検査を受けること。
- 第 7 条 本委託業務の期間は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

## 第 2 章 施行細則

- 第 8 条 本業務の内容は、次のとおりである。
- (1) 試料採取日時  
この業務の試料採取の日時は、事前に本市監督員と協議のうえ決定すること。
  - (2) 採取試料  
水処理工程水
  - (3) 項目及び検体数（詳細は、別表 1、図面を参照）
    - ア 一般項目  
工程水の 1 1 検体について、一般項目に関する次の 1 2 項目とする。  
pH、BOD、COD、SS、全窒素（総和法）、全磷、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機態窒素、塩化物イオン、MLSS
    - イ 生活環境項目  
工程水の 1 検体について、生活環境項目に関する次の 8 項目とする。  
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量
    - ウ 有害項目  
工程水の 1 検体について、有害項目に関する次の 2 8 項目とする。

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン

(4) 測定回数（詳細は、別表2、図面を参照）

採水は毎月1回行うこととし、次のとおりそれぞれ定められた回数実施すること。

ア 水質機能試験A

一般項目に関する測定分析（11検体／12項目）を、水質機能試験Aとし、年10回実施する。

イ 水質機能試験B

一般項目に関する測定分析（11検体／12項目）と、生活環境項目に関する測定分析（1検体／8項目）と、有害項目に関する測定分析（1検体／28項目）を合わせて、水質機能試験Bとし、年2回（ただし、水質機能試験Aを行わない月）実施する。

(5) 測定分析方法

この業務の測定方法等は公定分析法等によるものとする。

(6) 提出書類

表紙を付けA4版で作成すること。

ア 業務写真帳

試料採取、測定及び分析の状況について撮影し、試料採取場所及び項目別に整理すること。

イ 委託報告書

内容は次のとおりとし、その様式については、事前に監督員と打ち合わせを行うこと。

(ア) 毎月の報告書（濃度計量証明書） 2部

測定方法を明記すること。

採取試料について、写真撮影し添付すること。

(イ) 年間の報告書 2部

年間の結果一覧表に処理機能等に関する解析結果を添付し、本業務の完了時に報告すること。

(支払方法)

第9条 支払いは、完了後払いとする。

(注意事項)

第10条 次の各号のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、一宮浄化センターの運転管理に支障を与えないよう、本市監督員と事前に詳細な打合せを行うこと。
- (2) 本業務の施行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法等の法令を遵守し、試料採取等に従事する者の災害防止対策に万全を期すること。
- (3) 測定中に事故または問題が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。
- (4) 試料採取等の後は、関連部分の後片づけと清掃を行うこと。
- (5) 本委託業務の施行にあたって知り得た結果等については、秘密を厳守すること。
- (6) その他、業務を施行する際、疑義を生じた時は、本市監督員と協議しその指示に従うこと。
- (7) 試料採取中に外観的異常または試料分析中に異常値等を確認した場合は、ただちにその旨を監督員に報告すること。

第11条 本委託実施において、「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。